

令和7年1月8日

保護者様

沼津市教育委員会

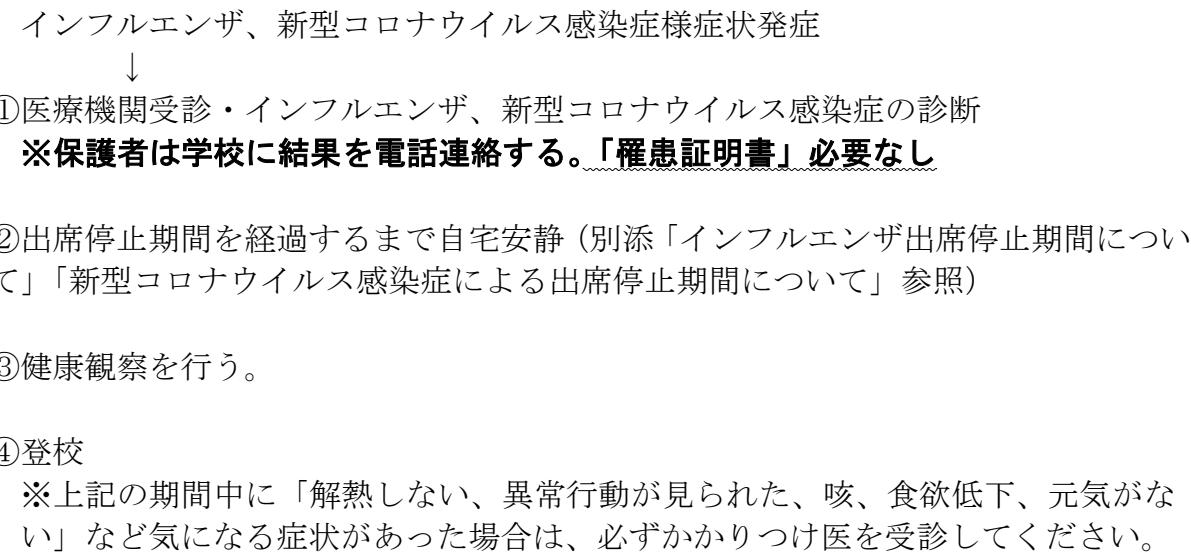
インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症による出席停止手続きについて（通知）

このことにつきまして、医療のひつ迫を回避するため、令和4年12月1日から、二市二町（沼津市、裾野市、長泉町、清水町）の各公立小学校、中学校及び沼津市立沼津高等学校において、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の出席停止の手続きを下記のとおりとしました。

つきましては、以下のように対応をお願いします。

記

1 手続きや対応（二市二町共通）



2 その他

- (1) 公立幼稚園、保育園（所）についても、同様の対応をとります。
- (2) インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の出席停止に関わる疾病については、従来どおりの対応です。
- (3) 御不明な点がありましたら、各学校にお問い合わせください。

* 出席停止、登校の際の参考にしてください

インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザ（新型インフルエンザ・鳥インフルエンザ等を除く）

⇒発症後、5日を経過し、かつ、解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで

学校保健安全法施行規則第19条より

<早見表> 発症…発熱の症状が現れたこと

	発症日	発症後5日間（出席停止期間）						発症日5日を経過した後		
発症後	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
1日目に 解熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症 4日目	発症 5日目	登校 可能			
2日目に 解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症 5日目	登校 可能			
3日目に 解熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能			
4日目に 解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能		
5日目に 解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校 可能	

症状出現日：令和 年 月 日（発症0日目）

発症日（当日0日目）は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（38度程度の発熱等）が始まった日です。病院受診時、医師に発症日の確認をしてください。

★医療機関で陽性と診断された場合は、tetoruで「陽性であったこと」「発症日（症状が出始めた日）」をお知らせください。また、発熱が4日間以上続いた場合も、「解熱日」「解熱2日経過後の登校日」をお知らせください。

★出席停止期間中も、毎日の体温や健康観察の記録をお願いします。

登校するには…

① 発症して5日経過している。	
② 解熱した後2日（幼児は3日）経過している。	
③ 次のような気になる症状はない。 (異常行動が見られた、咳、食欲低下、元気がないなど)	

すべてに○がついた場合は、登校可能となります。

新型コロナウイルス感染症による出席停止期間について

新型コロナウイルス感染症

⇒発症後、5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

学校保健安全法施行規則第19条より

<早見表> 発症…発熱の症状が現れたこと

発症後	発症日	発症後5日間（出席停止期間）					発症日5日を経過した後		
		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
1日目に 軽快	発熱等 	軽快 	軽快後 1日目	軽快後 2日目	発症 4日目 	発症 5日目 	登校 可能 		
2日目に 軽快	発熱等 	発熱等 	軽快 	軽快後 1日目	軽快後 2日目	発症 5日目 	登校 可能 		
3日目に 軽快	発熱等 	発熱等 	発熱等 	軽快 	軽快後 1日目	発症 5日目 	登校 可能 		
4日目に 軽快	発熱等 	発熱等 	発熱等 	発熱等 	軽快 	軽快後 1日目	登校 可能 		
5日目に 軽快	発熱等 	発熱等 	発熱等 	発熱等 	発熱等 	軽快 	軽快後 1日目 	登校 可能 	

症状出現日：令和 年 月 日（発症0日目）

発症日（当日0日目）は、病院を受診した日ではなく、**症状（発熱や咳、のどの痛み等）が始まった日**です。病院受診時、医師に発症日の確認をしてください。

★医療機関で陽性と診断された場合は、**totoru**で「陽性であったこと」「発症日（症状が出始めた日）」をお知らせください。また、発熱等が5日間以上続いた場合も、「軽快日」「軽快1日経過後の登校日」をお知らせください。

★出席停止期間中も、毎日の体温や健康観察の記録をお願いします。

登校するには…

① 発症して5日経過している。	
② 症状が軽快した後24時間経過している。 ※「軽快」とは…解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状（のどの痛み・せきなど）が改善傾向にあること	

すべてに○がついた場合は、登校可能となります。

出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨しています。